

## 医療メモ 本庄市児玉郡医師会広報部「食物アレルギー」

アレルギーという言葉自体は一般用語として広まっていますが、その理解はとてども曖昧です。アレルギー疾患を分かりやすい言葉に置き換えて言うならば、<本来なら反応しなくてもよい無害なものに対する過剰な免疫反応（感作）>と云うことです。

免疫反応は本来、体の中を外敵から守る働きで、体の外には細菌やカビ、ウイルスなどの「敵」がたくさんいるので、放っておくと体の中に入ってきて病気を起こしてしまいますが、それに対して体を守る働きの重要なものが免疫反応なのです。相手が本物の「悪者」であればそれを攻撃するのは正しい反応ですが、そうではなく無害な相手に対してまで過剰に免疫反応を起こしてしまうことがアレルギー疾患の本質とも言えます。

食物アレルギーは、食物を食べることによりアレルギー症状が出現することですが、原因食物は多岐にわたります。最も多いのが鶏卵で、次いで乳製品、さらに小麦、ピーナッツ、大豆製品、そば、ゴマ、甲殻類（エビ、カニ）などが有名です。昔は、食べて感作されると考えられてきましたが、最近の研究では、抗原（食物）の感作は皮膚でおこり、食べて症状が出るのがわかってきました。症状は、皮膚・粘膜、消化器、呼吸器、さらに全身性に認められますが、最も多い症状は皮膚・粘膜症状です。複数の臓

器に、同時にアレルギー症状が出現する状態を、アナフィラキシーと呼び、アナフィラキシーによりさらに循環動態に影響し、血圧の低下や呼吸困難が起こることをアナフィラキシーショックと言います、特に注意が必要です。

食物を食べる、接触する、あるいは食べた後すぐ運動するなどして、アレルギー症状が出た場合、皮膚症状だけ（発疹や蕁麻疹など）ならば、適宜、主治医の先生を受診し、適切な検査で治療を決めていけば良いと言われています。しかし、皮膚が赤くなるなどの皮膚症状に加え、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時にかつ急激にみられる場合、あるいは血圧が下がる、呼吸が苦しくなる、意識が低下するなどの症状があると、迅速に対応しないと命にかかわることがあるので、その時は、救急車を呼ぶなどして、迅速に対応・治療しましょう。

食物アレルギーに過剰に反応し、勝手に食物を制限することは、お子さんの成長にとってマイナス面もあるため、むやみに食物制限をすることはありませんが、アナフィラキシーの事があるので、アレルギーを疑う症状がある時は、必ず主治医の先生と相談し、正しい診断と、正しい治療ができるよう心がけましょう。

## 休日・夜間の急病のときは…

### ●本庄市児玉郡医師会立本庄市休日急患診療所 ☎️📞3322

本庄市保健センター内で、内科系の比較的症状が軽く、入院の必要がない方の診療を行います。

※診療以外に関する問い合わせ・電話相談はご遠慮ください。

▶診療日 日曜・休日・年末年始（12/30～1/3）・平日木曜日夜間

▶診療時間 午前9時～正午、午後1時～4時、午後7時～10時（平日木曜日夜間は午後8時～10時）

※健康保険証を持参してください。

### ●在宅当番医療機関

6月3日(日)	上武病院	小島5丁目	☎️📞0111
6月10日(日)	飯塚耳鼻咽喉科医院	上里町神保原町	☎️📞2313
6月17日(日)	五十嵐整形外科医院	若泉1丁目	☎️📞2313
6月24日(日)	飯塚内科産婦人科	栄1丁目	☎️📞6311
7月1日(日)	池田レディースクリニック	小島南3丁目	☎️📞2048
7月8日(日)	彩の丘クリニック	上里町神保原町	☎️📞7166

※診療は午前中のみです。6月10日(日)、飯塚耳鼻咽喉科医院の耳鼻咽喉科診療は県事業により、午後5時まで実施します。

★119番は緊急時（火災やけが人など）の受付専門電話番号です。夜間など、時間外に診療可能な病院については、[児玉郡市広域消防本部指令課☎️📞1119](#)でご案内していますのでご利用ください。診療科目によっては県外や児玉郡市以外の病院をご案内する場合があります。

### ●困ったときは電話相談を！

ほんじょう健康相談ダイヤル24（相談料・通話料無料）

☎️0120-122-885

健康・医療・出産・育児・介護などの相談、医療機関情報提供を行います。（市内在住者が対象）

▶受付時間 24時間・年中無休

埼玉県救急電話相談（通話料利用者負担）

☎️#7119

救急医療相談に看護師が対応します。健康相談・育児相談には対応しません。（大人・小児共通）

※IP電話、ひかり電話、ダイヤル回線からは☎️048-824-4199

▶受付時間 24時間・年中無休

下記の電話番号からも救急電話相談が利用できます。

○大人の救急電話相談 #7000

○小児救急電話相談 #8000 又は☎️048-833-7911

## 感染症の流行を防ぐために 予防接種を受けましょう

★本庄市保健センター☎️📞2003

病気にかからないように、重症にならないように、まだ接種していないお子さんは予防接種を受けましょう。いずれも費用は無料です。

※接種期間を過ぎて接種した場合、全額自己負担になります。※予診票がお手元がない場合は、母子健康手帳をご持参のうえ、本庄市保健センター又は市民福祉課（アスピアこだま内）の窓口へお越しください。

### ■二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種

予診票は、小学6年生のお子さんへ郵送しています。また、小学5年生のお子さんは、11歳になったら、予診票を郵送します。

対象 11歳以上13歳未満

接種期間 11歳の誕生日前日～13歳の誕生日前日

### ■麻しん・風しん（MR）予防接種

麻しん・風しんの1期は生後12か月から24か月に至るまでに1回接種し、2期は小学校就学前の1年間に1回接種します。

### ■平成30年度の2期について

対象 平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれの人

接種期間 平成31年3月31日(日)まで

### ■日本脳炎予防接種の特例

一時見合わせていましたが、平成22年度以降は新しいワクチンの接種を再開しています。次の期間に生まれた人は特例の対象となりますので、現在までの接種回数

を確認し、不足回数を接種してください。

○平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人  
20歳の誕生日の前日まで接種することができます。

### 接種回数

・1期…3回接種 ・2期…9歳以上で1回接種

※1期接種後、おおむね5年の間隔を空けて接種してください。

接種期間 20歳の誕生日の前日まで

※この期間に生まれた人でも、20歳の誕生日以降の接種は全額自己負担になります。

※2期の予診票は、中学3年生及び高校3年生のお子さんに郵送しています。

○平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人  
第1期の接種が7歳6か月までに3回完了していない人は9歳以上13歳未満の間に不足した第1期（最大3回）を接種することができます。

接種期間 9歳の誕生日前日～13歳の誕生日前日

※2期の予診票は小学4年生のお子さんに郵送しています。また、小学3年生のお子さんは、9歳になったら、2期の予診票を郵送します。

### ■子宮頸がん予防ワクチン

現在、接種の積極的な勧奨を一時的に差し控えています。ただし定期接種自体は中止しないため、希望者は継続して受けることができます。接種を希望する人は、有効性及び副反応等について十分に理解したうえで、接種を受けてください。

対象 小学校6年生～高校1年生の女子

## 埼玉県後期高齢者医療健康長寿歯科健診

★埼玉県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎️048-833-3130

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、前年度75歳になった後期高齢者被保険者を対象に、歯科健康診査を実施します。お口の健康は全身の健康につながります。疾病予防、健康の維持増進のためにぜひ受診してください。

対象 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれで後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

受付期間 7月1日(日)～平成31年1月31日(木)

※詳細は後期高齢者医療広域連合から6月下旬に届く案内をご覧ください。

